

議 案 名	富士見市役所出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の換地処分に伴い、町名地番変更を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	<p>換地処分に伴う町名地番変更により各条例の「大字鶴馬」の記載を「鶴瀬西1丁目」に変更するとともに、地番を変更するものです。</p> <p>(1) 第1条関係 富士見市役所出張所設置条例の一部改正 「大字鶴馬 2,602 番地 3」を「鶴瀬西 1 丁目 1 番地 1」に変更するものです。</p> <p>(2) 第2条関係 富士見市立集会所条例の一部改正 「大字鶴馬 2593 番地」を「鶴瀬西 1 丁目 6 6 番地 5」に変更するものです。</p> <p>(3) 第3条関係 富士見市立サンライトホール条例の一部改正 「大字鶴馬 2602 番地 3」を「鶴瀬西 1 丁目 1 番地 1」に変更するものです。</p> <p>(4) 第4条関係 富士見市立自動車駐車場条例の一部改正 「大字鶴馬 2605 番地 7」を「鶴瀬西 1 丁目 1 0 0 番地」に変更するものです。</p> <p>(5) 第5条関係 富士見市立市民交流センター条例の一部改正 「大字鶴馬 3575 番地 1」を「鶴瀬西 1 丁目 4 4 番地 7」に変更するものです。</p>
施 行 日	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

富士見市役所出張所設置条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係 富士見市役所出張所設置条例の一部改正

新			旧		
(名称、位置、所管区域) 第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置、所管区域) 第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
南畑出張所	(略)	(略)	南畑出張所	(略)	(略)
水谷出張所	(略)		水谷出張所	(略)	
西出張所	富士見市鶴瀬西1丁目1番地1		西出張所	富士見市大字鶴馬2, 602番地3	
水谷東出張所	(略)		水谷東出張所	(略)	
みずほ台出張所	(略)		みずほ台出張所	(略)	
ふじみ野出張所	(略)		ふじみ野出張所	(略)	

第2条関係 富士見市立集会所条例の一部改正

新		旧	
(設置) 第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、富士見市立集会所(以下「集会所」という。)を次の所在地に設置する。 富士見市立丸池集会所の項～〃 上沢2丁目集会所の項(略)		(設置) 第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、富士見市立集会所(以下「集会所」という。)を次の所在地に設置する。 富士見市立丸池集会所の項～〃 上沢2丁目集会所の項(略)	
〃 鶴瀬西名シ久保集会所	〃 鶴瀬西1丁目66番地5	〃 鶴瀬西名シ久保集会所	〃 大字鶴馬2593番地

以下の項（略）	以下の項（略）
---------	---------

第3条関係 富士見市立サンライトホール条例の一部改正

新	旧
<p>（設置）</p> <p>第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、富士見市立サンライトホール（以下「ホール」という。）を富士見市鶴瀬西1丁目1番地<u>1</u>に設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、富士見市立サンライトホール（以下「ホール」という。）を富士見市大字鶴馬2602番地<u>3</u>に設置する。</p>

第4条関係 富士見市立自動車駐車場条例の一部改正

新	旧																
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みずほ台駅東口市立自動車駐車場</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>みずほ台駅西口市立自動車駐車場</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>鶴瀬駅西口市立自動車駐車場</td> <td>富士見市鶴瀬西1丁目100番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	みずほ台駅東口市立自動車駐車場	（略）	みずほ台駅西口市立自動車駐車場	（略）	鶴瀬駅西口市立自動車駐車場	富士見市鶴瀬西1丁目100番地	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みずほ台駅東口市立自動車駐車場</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>みずほ台駅西口市立自動車駐車場</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>鶴瀬駅西口市立自動車駐車場</td> <td>富士見市大字鶴馬2605番地<u>7</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	みずほ台駅東口市立自動車駐車場	（略）	みずほ台駅西口市立自動車駐車場	（略）	鶴瀬駅西口市立自動車駐車場	富士見市大字鶴馬2605番地 <u>7</u>
名称	位置																
みずほ台駅東口市立自動車駐車場	（略）																
みずほ台駅西口市立自動車駐車場	（略）																
鶴瀬駅西口市立自動車駐車場	富士見市鶴瀬西1丁目100番地																
名称	位置																
みずほ台駅東口市立自動車駐車場	（略）																
みずほ台駅西口市立自動車駐車場	（略）																
鶴瀬駅西口市立自動車駐車場	富士見市大字鶴馬2605番地 <u>7</u>																

第5条関係 富士見市立市民交流センター条例の一部改正

新	旧												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="215 424 1028 588"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 424 651 480">名称</th> <th data-bbox="656 424 1028 480">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 483 651 539">富士見市立ふじみ野交流センター</td> <td data-bbox="656 483 1028 539">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 542 651 588">〃 鶴瀬西交流センター</td> <td data-bbox="656 542 1028 588">〃 鶴瀬西1丁目44番地7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	富士見市立ふじみ野交流センター	(略)	〃 鶴瀬西交流センター	〃 鶴瀬西1丁目44番地7	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1111 424 1924 588"> <thead> <tr> <th data-bbox="1111 424 1547 480">名称</th> <th data-bbox="1552 424 1924 480">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1111 483 1547 539">富士見市立ふじみ野交流センター</td> <td data-bbox="1552 483 1924 539">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 542 1547 588">〃 鶴瀬西交流センター</td> <td data-bbox="1552 542 1924 588">〃 大字鶴馬3575番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	富士見市立ふじみ野交流センター	(略)	〃 鶴瀬西交流センター	〃 大字鶴馬3575番地1
名称	位置												
富士見市立ふじみ野交流センター	(略)												
〃 鶴瀬西交流センター	〃 鶴瀬西1丁目44番地7												
名称	位置												
富士見市立ふじみ野交流センター	(略)												
〃 鶴瀬西交流センター	〃 大字鶴馬3575番地1												